

(17)

ノンバンク・業界総合・人事

ノンバンク

協業金業貸日本

監査の透明性を向上

初の「ガイドライン」作成

16年から本格運用

消費者金融会社などが加盟する日本貸金業協会(山下一会長)は、協会員向けの監査の透明性向上などを図るため、初の「監査ガイドライン」を作成した。2016年から本格運用する。協会員が内部管理態勢の強化のために活用することにも、貸金業者を利用したくない一般の人に業界の取り組みや健全性をアピールする。

同協会は自主規制機関として、資金需要者の保護や貸金業者の健全性確保の観点から協会員に対して監査を実施している。14年度の書類監査では94%の会員を「適正」と評価、実地監査と特別監査台

「監査ガイドライン」の全体構成

監査の基本事項	・使命、目的 ・基本原則 ・監査の種類と実施方法 ・監査員の心得 ・監査関連情報の管理 ・監督当局等との連携
監査の実施手続き	・監査計画の策定等 ・書類監査 ・実地監査
書類監査報告書等	・書類監査報告書 ・実施要領 ・改善の手引
実地監査マニュアル	・事業概要 ・検証基準 ・評価調書

監査の基本②実施手続き③書類監査報告書④実地監査マニュアル

1から構成。書類監査で指摘事項の多かった項目や、各協会員が社内の業務を検証する際の着眼点もまとめられた。07年に1万2千社あった貸金業者は、15年9月末には

2千社を割り込み1959社まで減少。それに伴い、県知事登録業者数が一桁の県は10年に2県だったが、15年3月末には15県と7倍になっている。そうした県では監督する担当部が産業・観光振興などの部署と兼務しているのが実態。協会では「ガイドラインを県の監督でも役立ててもらおう」としており、すでに自治体から関心が寄せられているという。